

河川法等における「計画高水流量」に関する記載

令和3年6月25日

国土交通省 水管理・国土保全局

河川法による「河川整備基本方針において定める事項」

- 計画高水流量は、河川法第16条において、河川管理者が河川整備基本方針として定めることとされている。
- 河川整備基本方針で定める事項については、河川法施行令第10条の2によって、「主要な地点における計画高水流量に関する事項」などが規定されている。

河川法（抄）

（河川整備基本方針）

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

河川法施行令（抄）

（河川整備基本方針に定める事項）

第十条の二 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
 - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川砂防技術基準による「河川整備基本方針において定める事項」

○ 河川砂防技術基準においても、河川法施行令と同様、河川整備基本方針において定める事項として、「河道及び洪水調節施設への配分」、「主要な地点における計画高水流量」、「主要な地点における計画高水位及び川幅」などが規定されている。

河川砂防技術基準 計画編 技術資料

基本計画編 第 2 章 第 1 節

1. 2 河川整備基本方針と河川整備計画

<考え方>

河川の整備は将来的に達成すべき目標を定め、これに基づいて行われるが、河川の整備には多大な予算と時間を要することから、水系間や河川間等のバランスを図りながら、中期的な整備目標を定めて段階的に整備を行うことが一般的である。すなわち、河川自体が自然の営力によって変化するだけでなく、河川を取り巻く社会的状況や地域住民の河川に対するニーズも時代とともに変化することから、長期的な整備目標に対する具体的な整備の内容やその目標に至るまでの整備手順や整備時期などを現時点ですべて定めることは困難である。したがって、当面の整備目標が達成できると見込まれ、かつ住民が実感を持つことができる程度の期間を計画期間として設定し、長期的な目標を定める河川整備基本方針に沿って、中期的な具体的な整備の内容を示す河川整備計画を定めることとしている。

<標 準>

河川整備基本方針においては、以下の事項を定めることを基本とする。

- 1) 当該水系に係わる河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 2) 河川の整備の基本となるべき事項
 - ① 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ② 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ③ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項
 - ④ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川砂防技術基準による「計画高水流量」の定義

- 河川砂防技術基準においては、計画高水流量は「基本高水を合理的に河道、ダム等に配分して、主要地点の河道、ダム等の計画の基本となる高水流量を決定するもの」と定義されている。

河川砂防技術基準 計画編 技術資料

基本計画編 第2章 第2節

2.8 計画高水流量に関する事項

2.8.1 計画高水流量の定義

<考え方>

1つ又は複数の基本高水から算出される計画基準点やその他主要な地点での河道流量は、河道の特性やダム等の規模等の水理学的条件によりそれぞれ異なるものであり、基本高水を合理的に河道、ダム等に配分するとは、算出されたこれらの流量を上下流や本支川間のバランスに考慮しつつ、本章2.8.2に記載した事項についての検討を行った上で、河道やダム等に配分することを意味する。

河道及びダム等の計画には、その地点の高水流量が第一義的に重要である。ただし、ダムの洪水調節容量の決定においては、高水流量のみでなく、ハイドログラフの形状、貯水池容量確保の可能性、ダムの操作ルール等が関係するので、これらの要素を総合的に検討して計画を立てることが重要である。

<標準>

洪水防御計画においては、基本高水を合理的に河道、ダム等に配分して、主要地点の河道、ダム等の計画の基本となる高水流量を決定するものとする。これを計画高水流量という。

河川砂防技術基準による「計画高水流量の決定に際し検討すべき事項」

○ 河川砂防技術基準においては、計画高水流量の決定に際して、以下の事項について十分検討することが基本とされている。

河川砂防技術基準 計画編 技術資料
基本計画編 第2章 第2節

2. 8. 2 計画高水流量の決定に際し検討すべき事項

<標準>

河道、ダム、遊水地等の計画高水流量を決定するに際しては、次の各事項について十分検討することを基本とする。

- 1) ダム、調節池、遊水地といった洪水調節施設の設置の技術的、経済的、社会的及び環境保全の見地からの検討
- 2) 河道については、現河道改修、捷水路、放水路、派川への分流等についての技術的、経済的、社会的及び環境保全の見地からの検討
- 3) 河川沿川における現在及び将来における地域開発及び河川に関連する他事業との計画の調整についての諸問題の検討
- 4) 著しく市街化の予想される区域については、将来における計画高水流量の増大に対する見通しとその対処方針の検討
- 5) 超過洪水に対する対応の技術的、経済的、社会的検討
- 6) 事業実施の各段階における施設の効果の検討
- 7) 改修後における維持管理の難易についての検討